

不利益処分に係わる処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法（平成9年法律第123号）第31条第1項及び第2項	要介護認定の取消し	介護保険課

介護保険法（平成9年法律第123号）第31条第1項及び第2項に定めるところによる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。